

南幌町総合計画策定審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、南幌町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(職務)

第2条 審議会は町長の諮問に応じ南幌町総合計画策定に関し、必要な調査及び審議を行い、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は委員20名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体及び地域活動団体の代表者又は構成員、経験者
- (3) 公募した町民

3 委員の任期は総合計画が策定されるまでとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表し、その会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会は必要に応じて会長が招集する。

- 2 審議会は委員の定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会に専門部会を置くことができる。

- 2 部会に必要な事項は規則で定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は総合計画策定事務局がこれに当たる。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行後、最初の会議は、町長が招集する。

附 則 (昭和44年12月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年6月3日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月17日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。